

事業者健診結果をご提供ください

事業者健診結果の保険者への提供については「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

2. 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

Q 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に健康づくりのサポート（特定保健指導）を行います。ご利用は無料（被保険者の場合）です。

また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨します。

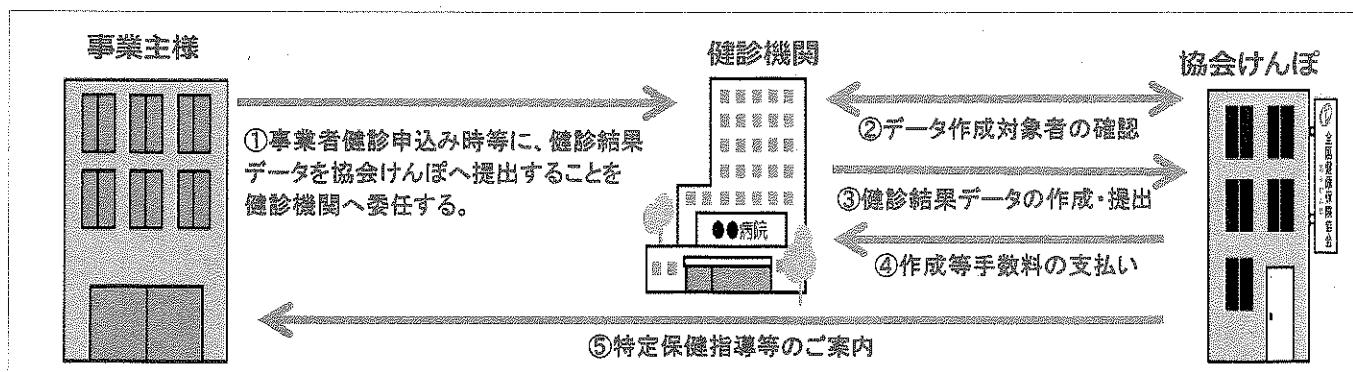
Q 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

Q どのような方法で提供すればいいのでしょうか？

- ①事業主様が健診結果通知の写しを協会けんぽに提供する
- ②事業主様が健診結果データの提出の手続きを健診機関へ委任し、健診機関から協会けんぽへ提出する。

手続きの委任から健診結果データ提供までの流れ（②のケース）



東京支部について

現在位置：全国健康保険協会 > 都道府県支部 > 東京 > 東京支部の健診・保健指導のご案内 > 事業者健診結果データ提供についてのお願い

東京支部からのお知らせ

所在地・連絡先

評議会

東京支部の健診・保健指導のご案内

健診実施機関一覧等

健康保険委員

健康企業宣言

広報

メールマガジン

統計情報

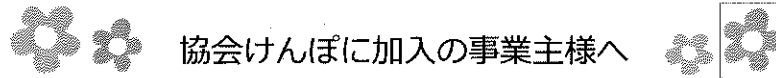
調達情報

採用情報

事務処理誤り

事業者健診結果データ提供についてのお願い

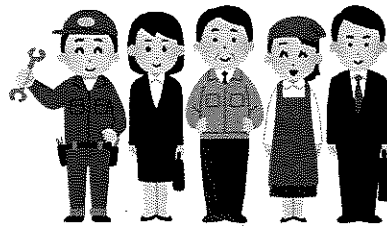
令和02年09月29日



協会けんぽ東京支部では、労働安全衛生法による定期健康診断（事業者健診）を受けた40歳以上の皆さまの特定保健指導（健康サポート）を実施するため、事業者健診結果データの提供をお願いしています。

個人情報である健診結果を提供することは、法定の手続きとして制度化されており、個人情報保護法上も問題ありませんので、ご安心ください。

健診結果の提供について
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



1. 健診結果データの提供方法

健診結果データを提供いただくには、次の2通りの方法があります。

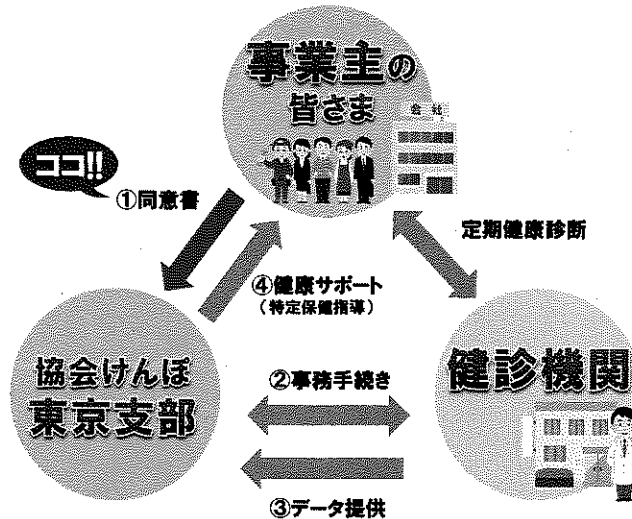
協会けんぽ東京支部とデータ提供の契約を締結している健診機関での受診の場合は、Aの提供方法となります。未契約の健診機関での受診の場合は、Bの提供方法となります。

※データ提供の契約健診機関一覧は[こちら](#)

- A) 健診機関から協会けんぽにご提供いただく方法
- B) 事業主様から協会けんぽに直接ご提供いただく方法
 - ・ 健診結果票（紙）の写しを提供 または
 - ・ 電子データで提供

A) 健診機関から協会けんぽにご提供いただく方法

事業主様から、健診結果の提供についての**同意書**を東京支部にご提出していただくだけです。



B) 事業主様から協会けんぽに直接ご提供いただく方法

✓ 健診結果票（紙）の写しを提供する場合はコチラ

事業主様で管理されている健診結果票（紙）の写しを提供していただきます。

（提供の流れ）

- ① 健診結果票（紙）の健診項目が不足していないかチェックシートを使って確認
- ② 提供対象者（40歳以上の被保険者※1）に質問票兼同意書※2を配布
- ③ 記載された質問票兼同意書を提供対象者から回収
- ④ 健診結果票（紙）の写しと、質問票兼同意書を協会けんぽに送付
- ⑤ 協会けんぽから事業主様に特定保健指導のご案内

※1 協会けんぽにご連絡いただければ、提供対象者のリストを送付いたします。

※2 事業者健診では必須になっていない問診（服薬情報・喫煙歴等）を聴取できるようにしております。また、ご提供いただきたい健診項目以外（視力・聴力等）が含まれている可能性がありますので、提供に関する同意を得られるようにしております。必要な問診を聴取できており、提供対象者の同意を得ている場合は、同意確認書でも結構です。

✓ 電子データで提供する場合はコチラ

協会けんぽのホームページから事業者健診結果データチェックツールをダウンロードし、健診結果を入力しCD-RまたはDVD-Rでご提出ください。

詳しくはこちらをご覧ください（ページ中程「CSV形式データに関する情報」）。

（提供の流れ）

- ① 事業者健診結果データチェックツールで健診データを作成
- ② 事業所から協会けんぽに健診データ提供
- ③ 協会けんぽから事業主様に特定保健指導のご案内

※ご提出いただきましたCD-RまたはDVD-Rは返却できませんのであらかじめご了承ください。

2. ご提供いただきたいデータ項目

(1) 基本データ

保険者番号、保険証の記号・番号、氏名（カナ）、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）
受診日、郵便番号（事業所の郵便番号でも可）、住所（事業所の住所でも可）

(2) 健診項目

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール）

空腹時血糖、ヘモグロビンA1c又は食事後（食事開始後3.5時間未満）を除く随時血糖、肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

(3) 問診項目

既往症、自覚症状、他覚症状、服薬情報、喫煙歴

(4) その他

メタボリックシンドローム判定、医師の診断、健診実施医師名

3. 資料集（リーフレットなど）

事業主の皆様向け

- ・リーフレット
- ・同意書
- ・事業者健診結果の提供に関するお願い

健診機関の皆様向け

- ・リーフレット
- ・事業者健診XMLに関する情報（本部Webサイト）
- ・請求書の様式（Excel97-2003/xlsファイル）
- ・委任状

[ページ上部へもどる](#)

このカテゴリーの他のページ

- [生活習慣病予防健診の受診勧奨業務の外部委託について](#)
- [生活習慣病予防健診（本人）のご案内](#)
- [特定健康診査（家族）のご案内](#)
- [令和2年4月から協会けんぽへの健診申込みが不要になります](#)
- [特定健康診査（加入者ご家族）の「特定健診プラス」のご案内](#)
- [協会けんぽの健診と特定保健指導について](#)
- [あなたが受けられる健診はどれ？](#)
- [健診後の特定保健指導（被保険者ご本人様向け）のご案内](#)
- [保健指導に関する個人情報の共同利用についてのお知らせ](#)
- [特定保健指導業務の外部委託について](#)
- [特定保健指導電話勧奨業務の外部委託について](#)
- [事業者健診結果データ新規取得勧奨業務の委託事業者（株式会社メディアアール）の情報](#)
- [東京支部が連携する区市町村の健診について](#)
- [特定保健指導契約機関向け資料のご案内](#)